

|      |                |
|------|----------------|
| 資料 2 | 令和6年7月31日（水）   |
|      | 居宅介護支援事業所等集団指導 |

令和5年度居宅介護支援事業所等運営指導結果について

## 令和5年度 居宅介護支援事業所等に対する指導・監査の実施状況

| 事業所等の区分 | 事業所数     | 実施事業所数 |      |    | 指導件数 |    |    | 勧告・指導件数 |      |    |
|---------|----------|--------|------|----|------|----|----|---------|------|----|
|         | (集団指導時点) | 集団指導   | 運営指導 | 監査 | 文書   | 口頭 | 合計 | 勧告      | 改善指導 | 合計 |
| 居宅介護支援  | 39       | 39     | 8    |    | 2    | 26 | 28 |         |      |    |
| 介護予防支援  | 5        | 5      | 1    |    | 1    | 4  | 5  |         |      |    |
| 合 計     | 44       | 44     | 9    |    | 3    | 30 | 33 |         |      |    |

※ 集団指導は、令和5年7月19日に実施

※ 運営指導は、令和5年9月7日から令和5年11月2日の期間に実施

## 令和5年度 居宅介護支援事業所運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

| 番号 | 基準省令 | 指導事項          | 指導分類 | 事業所数 | 指導内容                                                                                |
|----|------|---------------|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 第4条  | 内容及び手続の説明及び同意 | 口頭   | 1    | 重要事項説明書のサービス利用料金の説明において、算定している加算の説明について記載すること。                                      |
| 2  |      |               | 口頭   | 1    | 重要事項説明書のサービス利用料金の説明において、算定できない加算の記載を外すこと。                                           |
| 3  |      |               | 口頭   | 1    | 重要事項説明書の記載内容について、現状との整合性を図ること。(交通費、休日)                                              |
| 4  |      |               | 口頭   | 1    | 運営規程及び重要事項説明書の記載内容について、整合性を図ること。(通常の事業の実施地域)また、重要事項説明書に第三者評価の実施の有無を記載すること。          |
| 5  |      |               | 口頭   | 1    | 重要事項説明書のサービス利用料金の説明において、算定している加算等の説明を記載すること。また、重要事項説明書に第三者評価の実施の有無を記載すること。          |
| 6  |      |               | 口頭   | 1    | 重要事項説明書のサービス利用料金の説明(居宅介護支援費)において、現状との整合性を図ること。また、算定できない加算(ターミナルケアマネジメント加算)の記載を外すこと。 |
| 7  |      |               | 口頭   | 1    | 運営規程及び重要事項説明書の記載内容(電話番号・営業日)について、整合性を図ること。                                          |

令和5年度 居宅介護支援事業所運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

| 番号 | 基準省令       | 指導事項                         | 指導分類 | 事業所数 | 指導内容                                                                                                                 |
|----|------------|------------------------------|------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 第13条       | 指定居宅介護支援の<br>具体的取扱方針         | 口頭   | 1    | 第12号:居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画との連動性や整合性について確認すること。                                      |
| 9  |            |                              | 文書   | 1    | 第18号の2:居宅サービス計画に規定回数以上の訪問介護を位置付ける場合は、訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村(地域包括支援センター)に届け出ること。                          |
| 10 |            |                              | 口頭   | 1    | 第19号:居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があることを確認した記録を残すこと。                                             |
| 11 |            |                              | 口頭   | 1    | 第19号の2:主治の医師等の意見を求めて居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付した証跡を残すこと。                                                  |
| 12 |            |                              | 口頭   | 1    | 第19号、第19号の2:居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があることを確認した記録を残すこと。また、主治の医師等に居宅介護サービス計画を交付した記録を残すこと。     |
| 13 |            |                              | 口頭   | 2    | 第21号:居宅サービス計画に短期入所生活介護を位置付ける場合であって、利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えることが見込まれる際は、個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価を行った記録を残すこと。 |
| 14 | 第18条       | 運営規程                         | 口頭   | 2    | 運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を記載するよう努めること。                                                                                   |
| 15 |            |                              | 口頭   | 1    | 運営規程に法定代理受領となる場合の利用料金についても記載すること。                                                                                    |
| 16 | 第19条の<br>2 | 業務継続計画の策定等                   | 口頭   | 5    | 業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めること。                                                                                         |
| 17 | 第21条の<br>2 | 感染症の予防及び<br>まん延の防止のための措<br>置 | 口頭   | 1    | 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。                                                                          |
| 18 |            |                              | 口頭   | 1    | 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するよう努めること。また、定期的(年1回以上)に研修及び訓練を実施するよう努めること。                                |

令和5年度 居宅介護支援事業所運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

|    |        |       |    |   |                                                   |
|----|--------|-------|----|---|---------------------------------------------------|
| 19 | 第27条の2 | 虐待の防止 | 口頭 | 3 | 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、指針整備等必要な措置を講じるよう努めること。 |
| 20 |        | 報酬基準  | 文書 | 1 | 入院時情報連携加算の算定月に誤りがあるものについては過誤返還とすること。              |

令和5年度 介護予防支援事業所運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

| 番号 | 基準省令   | 指導事項                 | 指導分類 | 事業所数 | 指導内容                                                                                                                              |
|----|--------|----------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 第3条2項  | 管理者                  | 文書   | 1    | 管理者は、専らその職務に従事する者とする。また、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合であって、管理者が兼務する場合は、指定介護予防支援事業所の他の職務および当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務以外には従事できないので改めること。 |
| 2  | 第17条   | 運営規程                 | 口頭   | 1    | 運営規程及び重要事項説明書の記載内容(通常の事業実施地域)について、整合性を図ること。                                                                                       |
| 3  | 第18条の2 | 業務継続計画の策定等           | 口頭   | 1    | 業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めること。                                                                                                      |
| 4  | 第26条の2 | 虐待の防止                | 口頭   | 1    | 虐待防止のための指針の整備について、当該指針に必要な項目を盛り込むよう努めること。                                                                                         |
| 5  | 第30条   | 指定介護予防支援の<br>具体的取扱方針 | 口頭   | 1    | 第9号:サービス担当者会議の開催について、やむを得ない理由がある場合であって、居宅サービス等の担当者から照会等により意見を求めた際は、当該内容を記録に残すこと。                                                  |